

『国際法外交雑誌』掲載論文の公開許可に関する申し合わせ事項

国際法学会

雑誌編集委員会承認 2010年1月11日

運営委員会承認 2010年3月14日

理事会承認 2010年5月7日

改正 理事会承認 2014年3月2日

『国際法外交雑誌』に掲載された論文を、執筆者が所属先の大学等の機関が管理するリポジトリに登録し、公開することを申し出た場合には、以下の条件及び手続に従った上で、原則として許可するものとする。

1. 当該論文を掲載した号の発行後、1年間は公開しない。
2. 許可する場合には、その都度、雑誌編集委員会委員長が有斐閣へその旨を通知する。

【以上】